

パラアスリート参加にあたっての確認事項

競技会に出場するパラアスリートは、宮城陸協主催の競技会であることから、大会要項、競技注意事項の内容を理解し、同意して申し込む事。ただし例外として、パラ陸上競技に特化した事象で、下記に特記されていない内容については WPA 規則を適用する。

- 1.トラック種目では健常の競技者と同じスタートリストに編成され競技をおこなう。
但し、車イス使用者はパラ種目として行う。申込時に明記する事。
- 2.フィールド種目は、健常の競技者と同じスタートリストに編成される。
但し、車イス、投擲台使用選手はパラ種目として行う。申込時に明記する事。
3. T13 と T20 については日本陸連規則を完全に適用する。
4. T11（視覚障害）でのアイマスクとアイパッチの着用については WPA 規則を適用する。
5. T11 はガイドランナーが必須である。ガイドランナーとの出走については日本陸連規則で公式に認められている。
6. T11、T12（ガイド有）は、（800m迄のレーン割り当て）ガイドランナーと一緒に走るため 2レーンを割り当てられるが、競技会では、WPA 規則とは異なり偶数レーンが割り当てられることもある。
7. T12 でのガイドランナーとの出走は任意である。ガイドランナーを事前に申告した競技者には T11 同様、2レーンが割り当てられるが、1人で走る競技者には 1レーンを割り当てる。エントリー時にガイドランナーの氏名を明記。ガイドランナーも選手登録が望ましい。
8. ガイドランナーはガイドであると識別できるビブスを着用すること。ビブスはコロナ感染対策により主催者では用意しないので、各自で手配すること。
9. ガイドランナーに関わるルールは WPA 規則が適用される。従ってガイドランナーは競技者よりも後ろでフィニッシュラインを通過しなくてはならない。テザーについても WPA 規則による。
10. 視覚障がい(T11,12,13)と知的障がい(T20)のクラスではスターティングブロックの使用は日本陸連規則が適用され必須である。それ以外の障害は任意とするが使用しない場合は事前に申し出る事。
11. 聴覚障害については光刺激スタート発信装置の使用を認める。申込時、申し出る事。
12. 機械的補助用具使用選手の出場を認めるが記録の取り扱いは関係機関の指導を仰ぐ。申込時に申し出る事。

【特別な配慮のリクエスト】

競技注意事項に記載された以外に特別な配慮が必要な競技者は、申込時に、申し出る事。

競技規則の運用、事前相談は、県陸協審判委員会 藤島、磯田（JPA・NTO）